

本県における対応方針策定の進め方

令和 5 年 5 月

福島県保健福祉部地域医療課

地域医療構想の実現に向けて、令和 5 年度において、公立・公的・民間医療機関のすべての医療機関における「対応方針」の策定や見直しを行うことが求められている。

なお、地域全体の医療機能の今後の見込みを把握した上で議論を進めるため、有床診療所に対しても「対応方針」の策定を依頼する。

1 「対応方針」策定の進め方

① 各医療機関における「対応方針」の策定

項目	内容
報告様式	・対応方針の報告様式については、国の参考様式を基に県で作成
地域でのあるべき姿	・病床機能報告、レセプト分析等を活用し、圏域における自医療機関の客観的な役割（医療機関の規模、稼働率、診療報酬上の施設基準、診療実績、人員配置等）をイメージ
2025 年における各病院の「対応方針」の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・2025 年度（令和 7 年度）に向けて、医療機関の医療機能、病床数、他医療機関との役割分担等（救急対応を行う病院、回復期を担う病院）、建物の建替え、高額機器の購入、働き方改革を見据えた人材確保の見通しなどについて記載。 ・策定にあたっては、必要に応じて調整会議に諮る前に地域医療構想調整会議の圏域事務局である保健所と調整。
休床中の病床の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年時点において休床予定の病床については、稼働にかかる今後の見通しについて記載。 ・再稼働の見通しが立たない病床については、削減を検討。
対応方針の公開	・策定した対応方針については、県HPで公開

② 検討の場

次の①、②などを活用し、圏域での役割・連携を協議する。

方法例	内容	備考
①現行の会議体を活用 ・地域医療構想調整会議 ・病院部会	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の会議の場で、医療機能の役割分担・連携、病床数等を協議する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「対応方針」については、地域医療構想調整会議での合意が必要。
②関係病院の事前協議の場を設定 ・保健所主導 ・コンサルによる支援	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、関係病院・医師会と調整の上、別途、協議の場を設定し、医療機能の役割分担・連携を協議する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・データ分析、定量基準による現状分析等、議論の材料の提供を行う。レセプト分析データは 9 月末までに提供予定。

2 策定様式について

調整会議での協議に当たり、各医療機関の状況を比較検討しやすくするため、2025プラン等で「対応方針」を策定済の医療機関においても、今年度提示する共通様式により、改めて対応方針の見直しを行う。

(1) 公的医療機関について

「病院・診療所の2025年における対応方針」のとおり、これまで公立・公的病院2025プランを作成した様式を簡略化したものに、「①新興感染症等対応」、「②働き方改革への対応」及び「③建物の建替え、改修、高額医療機器の購入」を追記し、具体例を示して、作成を依頼する。

(2) 民間病院について

公的病院同様、2025年における「対応方針」の策定を依頼する。

(3) 有床診療所について

今後、共通様式により「対応方針」策定を依頼する。

(4) 公立医療機関について

令和5年度中に「公立病院経営強化プラン」を策定することとなっている。

「公立病院経営強化プラン」と合わせて、2025年における「対応方針」の策定を依頼する。

3 策定期間について

各医療機関の「対応方針」については、令和5年度中に各地域医療構想調整会議での同意を得る。

(1) 公立・公的・民間病院について

地域医療構想調整会議における、各圏域での現状分析、今後の方向性についての協議の後、検討方針策定の依頼を行う。

各医療機関から提出された「対応方針」について、12月開催の調整会議で協議を行うことを目途とし、継続協議となったものについては3月開催の調整会議で合意を得る。

(2) 有床診療所について

今後、地域医療課から依頼文の発出を行い、提出とりまとめ、未提出機関への催促は所管保健所で行う。

上記(1)同様、各地域医療構想調整会議で協議し、同意を得る。